

大船渡市森林病虫害被害木クリーン事業費補助金交付要綱

令和7年1月8日農林水産部長決裁

(目的)

第1 市民生活の安全確保と森林病虫害被害のまん延防止を図るため、マツノザイセンチュウによる松枯れ被害木、カシノナガキイムシによるナラ枯れ被害木（以下「被害木」という。）及び被害木で駆除されずに放置された枯死木（以下「枯死経過木」という。）の所有者が、伐倒くん蒸等の駆除を行う際の経費に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、交付申請する事業地でいわて環境の森整備事業補助金の交付を受けようとする者、又は市税を滞納している者を除く。

- (1) 市内に被害木を所有している個人又は団体
- (2) 市内に枯死経過木を所有している個人又は団体

(補助金の交付対象事業経費)

第3 補助の対象となる事業内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 被害木の伐倒くん蒸処理
- (2) 被害木の伐倒破碎処理
- (3) 枯死経過木の伐倒処理

(補助金の額)

第4 補助金の額は、第3に定める経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額)とし、1申請当たり50万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、森林病虫害被害木クリーン事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 事業を実施する区域に係る図面、位置図
- (4) 第3に定める事業経費に関する見積書の写し及び内訳書
- (5) 被害木の写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請された書類の審査及び現地調査を実施し、内容が適当で

あると認めるときは森林病虫害被害木クリーン事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により、適当でないと認めるときは森林病虫害被害木クリーン事業費補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(事業に要する経費の配分及び事業の内容の軽微な変更)

第6 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 補助対象事業の事業費の20パーセント以内の経費の配分に係る増減
- (2) 補助金交付額の変更を伴わない対象事業費の変更
- (3) 補助金交付額の20パーセント以内の減額変更で、事業計画の大幅な変更を伴わない変更

(申請の取下げ期日)

第7 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は交付金の交付決定の通知を受理した日から起算して15日以内とする。

(変更等の承認)

第8 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、大船渡市森林病虫害被害木クリーン事業補助金変更等承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額及び補助事業の内容を変更(第6に規定する軽微な変更を除く。)しようとするとき。
- (2) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
- (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更等の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9 市長は補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき
- (4) その他市長が不適当し認める事由が生じたとき

(事業の完了届等)

第10 補助事業者は、補助事業を完了したときは、速やかに森林病虫害被害木クリーン事業完了届(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、完了検査を受けなければならない。

- (1) 森林病虫害被害木クリーン事業実績書(様式第2号)

(2) 収支精算書(様式第3号)

(3) 第3に定める経費に関する領収書等の写し

(4) 完了後の写真及び作業中の写真

(5) その他市長が必要と認める書類

(立入検査等)

第11 市長は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事業所、事業場所等に立ち入り帳簿書類その他に必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金請求)

第12 補助事業者は、第10の完了検査において完了確認を受けたときは、速やかに森林病害虫被害木クリーン事業費補助金請求書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(書類の整備、保管等)

第13 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整理し、当該帳簿及びその関係書類を事業完了の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第14 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和7年1月20日から施行する。

別表第 1 (要綱 第 3、第 4 関係)

事業内容	補助金額	備 考
・被害木の伐倒くん蒸処理 ・被害木の伐倒破碎処理 ・枯死経過木の伐倒処理	事業に要する経費に 2 分 1 を乗じて得た額。(その額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額) とし、1 申請当り 50 万円を上限とする。(1 申請とは地番、隣接含む)	

別表第 2

区 分	提出書類及び添付書類	様 式	提出 部数	提 出 期 日
要綱第 5 の規定 による書類	大船渡市森林病虫害被害木クリーン事業費補助金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 実施する区域の図面、位置図 4 経費に関する見積書 (写し) 内訳書 5 被害木の写真 6 その他市長が必要と認める書類	第 1 号 第 2 号 第 3 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	事業を実施 する 14 日 前
要綱第 8 の規定 による書類	大船渡市森林病虫害被害木クリーン事業費補助金変更 (中止・廃止) 承認申請書 1 事業変更計画書 2 収支変更予算書 3 その他市長が必要と認める書類	第 6 号 第 2 号 第 3 号	1 部 1 部 1 部 1 部	変更 (中止・ 廃止) の理 由が生じた 日から 14 日以内
要綱第 10 の規定 による書類	大船渡市森林病虫害被害木クリーン事業費補助金完了届 1 事業実績書 2 収支精算書 3 経費に関する支払等領収書 (写し) 4 完了後の写真及び作業中の写真 5 その他市長が必要と認める書類	第 8 号 第 2 号 第 3 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	事業完了後 7 日以内
要綱第 12 の規定 による書類	大船渡市森林病虫害被害木クリーン事業費補助金交付請求書	第 9 号	1 部	完了確認後 14 日以内

様式第1号（第5、第6関係）

令和 年 月 日

大船渡市長 様

住 所

氏 名

大船渡市森林病虫害被害木クリーン事業費補助金交付(変更)申請書

令和 年度において、大船渡市森林病虫害被害木クリーン事業費補助金の交付を受けた
いので、大船渡市補助金等交付規則により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

また、今回、申請する事業地でいわた環境の森整備事業補助金の支給を受けていないこ
とを申し添えます。

記

1 交 付 申 請 額 金 円

2 事 業 の 目 的

3 事 業 の 内 容

4 事業に要する経費

5 添 付 書 類

- (1) 事業計画書(様式第2)
- (2) 収支予算書(様式第3)
- (3) 事業を実施する区域に係る図面、位置図
- (4) 要綱第3に定める事業経費に関する見積書の写し及び内訳書
- (5) 被害木の写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

大船渡市森林病害虫被害木クリーン事業計画（実績）書（事業変更計画書）

[illegible]

様式第3号（第5号、第6、第8、第10関係）

収支予算（精算）書（収支変更予算書）

1 収 入

（単位：円）

区 分	予算額	精算額	比 較		備 考
			増	減	
市補助金					
所有者負担					
そ の 他					
計					

2 支 出

（単位：円）

区 分	予算額	精算額	比 較		備 考
			増	減	
事業費					
計					

様式第4号（第5関係）

大船渡市指令農第 号
令和 年 月 日

住所
氏名

大船渡市長

大船渡市森林病虫害被害木クリーン事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった次の事業について、大船渡市補助金交付規則により交付することに決定したので通知します

記

- 1 事業名 大船渡市森林病虫害被害木クリーン事業
- 2 交付決定額 円
- 3 条件
 - (1) 補助金に要する経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を得ること。
 - (2) 補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認をえること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を得ること。
 - (4) 補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は、補助事業の遂行が困難になった場合には、市長に報告して、その指示を受けること。

様式第 5 号（第 5 関係）

令和 年 月 日

住所
氏名

大船渡市長

大船渡市森林病虫害被害木クリーン事業費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった次の事業について、次の理由により不交付と
します

理由

様式第6号（第8関係）

令和 年 月 日

大船渡市長 様

住所
氏名

大船渡市森林病害被害木クリーン事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け大船渡市指令農第 号で補助金の交付の決定があった大船渡市森林病害虫被害木クリーン事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、森林病害虫被害木クリーン事業費補助金交付要綱第8の規定により、関係書類を添えて、承認を申請します。

1 補助金変更交付申請額	金	円
補助金交付決定額	金	円
差引増（減）額	金	円

2 理由

3 添付書類

- (1) 事業変更計画書(様式第2)
- (2) 収支変更予算書(様式第3)
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第8関係）

大船渡市農指令第 号
令和 年 月 日

住所
氏名

大船渡市長

大船渡市森林病虫害被害木クリーン事業変更（中止・廃止）承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大船渡市森林病虫害被害木クリーン事業の変更（中止・廃止）については、次のとおり承認することに決定したので、大船渡市森林病虫害被害木クリーン事業費補助金交付要綱第8の規定により通知します。

1 変更交付決定額	金	円
既交付決定額	金	円
増額（減額）	金	円

様式第8号（第10関係）

令和 年 月 日

大船渡市長 様

住所
氏名

大船渡市森林病虫害被害木クリーン事業完了届

令和 年 月 日付け大船渡市農指令第 号で補助金交付の決定があった大船渡市
森林病虫害被害木クリーン事業が完了したので届出いたします。

記

1 添 付 資 料

- (1) 事業実績書(様式第2)
- (2) 収支精算書(様式第3)
- (3) 経費に関する支払等領収書(写)
- (4) 完了後の写真及び作業中の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第12関係）

令和 年 月 日

大船渡市長 様

住所
氏名

大船渡市森林病虫害被害木クリーン事業費補助金請求書

令和 年 月 日付け大船渡市農指令第 号で補助金交付の決定があった大船渡市
森林病虫害被害木クリーン事業が完了したので、大船渡市森林病虫害被害木クリーン事業
費補助金交付要綱第12の規定により、関係書類を添えて補助金を請求します。

金 円